

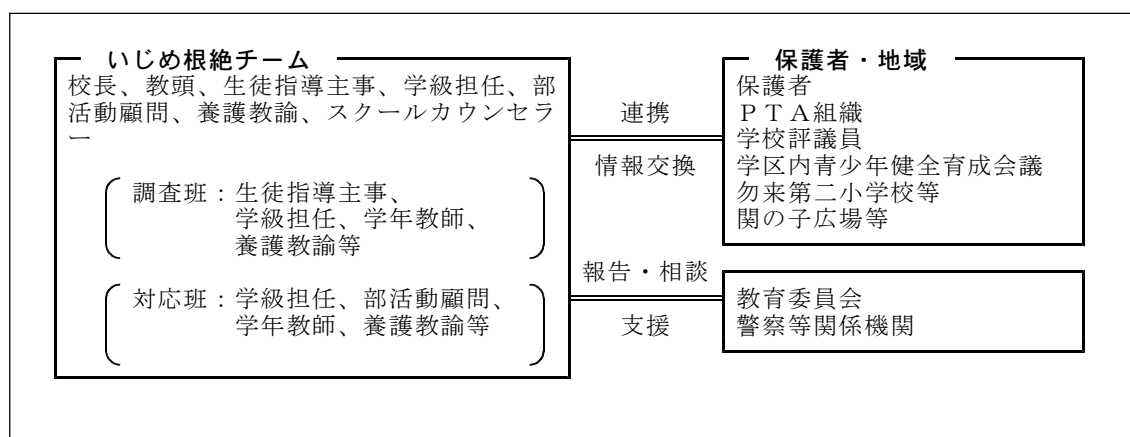
勿来第二中学校 いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
- (2) 「いじめはどの学校・学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、校内組織体制を整え、学校教育全体を通して未然防止に努める。
- (3) いじめの早期発見に努め、いじめの兆候を発見した場合は速やかに対応し、関係機関との連携を含めた確な「報告・連絡・相談」のもといじめへの措置をとり、解決を図る。
- (4) 重大事態（生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合等）が発生した場合は、速やかに教育委員会や警察等関係機関に報告する。また、教育委員会の支援のもと、「いじめ根絶チーム」を核として緊急対応会議を開催し、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

2 いじめ防止等の組織

(1) 組織構成



(2) いじめ根絶チームの役割

- ① 日常的にいじめの予防に係る学校教育活動を推進し、PDCA サイクルの視点で毎年改善を図る。
- ② いじめが発生した際は、対応の中心組織として調査、対応、生徒への指導等を行う

3 本校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

- ① Q-U検査、教育相談等を通して生徒一人ひとりの状況を的確に把握する。
 - ア 教育相談や三者教育相談を教育課程に位置付け、計画的に実施する
 - イ Q-U検査は学年必要に応じて実施し、分析と活用について研修を深める。
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う土壌づくりを進める
 - ア すべての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができる場を設け、生徒の自己存在感、自尊心を高める。
 - イ 社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培い、命や人権を尊重する心を育てる。
 - ウ 望ましい集団活動を通して、個を尊重しながら、互いに協力・協調する態度を養う。
- ③ いじめ防止について、生徒会活動など生徒の主体的な活動を支援する。
 - ア 生徒の自主的・自治的な活動を推進し、自治能力を高める。
 - イ 生徒による友情の輪づくり、学年縦割りの組織による活動、いじめ防止等の活動を支援する。

(2) いじめの早期発見

- ① 早期発見の手立て
 - ア 日々の観察 : 休み時間や昼休み、放課後、各種行事等での生徒の様子に目を配る
 - イ 生活ノートの活用 : 学級担任は生徒との信頼関係を築くとともに、気になる点は教育相談や家庭との連携を通して早期発見に努める。

- ウ 教育相談 : 機会をとらえたチャンス相談、定期的な二者教育相談や三者懇談を行う
- エ 各種アンケート : いじめ調査や悩み・迷惑調査を家庭と連携して定期的実施する。

② 相談しやすい環境づくり

- ア 自分自身や友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは適切な行動であることを理解させる。
- イ 生徒・保護者、地域からの訴えに誠実に対応し、事実関係や気持ちを傾聴する。

(3) いじめに対する措置

次の措置を速やかに行い、いじめの解決を図る。

- ① 発見時は即停止させる
- ② 正確な情報収集を行う
- ③ 指導・支援体制を組織する
- ④ いじめられた生徒へ指導・支援するとともに、いじめた生徒への指導を通して再発防止を図る
- ⑤ 保護者との連携を図り、理解と協力を得て安心して学校に通える環境を整える
- ⑥

(4) 重大事態への措置

- ① 重大事態発生時には、疑いの時点で学校は設置者たるいわき市教育委員会に報告する。
- ② 市教育委員会の判断で、調査組織を学校または市教育委員会に置く。
- ③ 学校に調査組織を置く場合は、市町村教育委員会の指導助言のもとに学校のいじめ根絶チームが調査を行い、その結果を市教育委員会へ報告する。
- ④ 市教育委員会に調査組織を置く場合は、学校と共に調査を行う。
- ⑤ ③、④で調査が不十分と判断した場合は、市長の附属機関が再調査を行う。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置をとる

